

「廻堰中央地区通作条件整備事業調査計画委託」
の公募についての公告

青森県農業農村整備関連業務公募型企画競争事務取扱要領に基づき、下記のとおり実施者を公募します。

令和4年6月16日

西北地域県民局長

記

1 業務名

廻堰中央地区通作条件整備事業調査計画委託

2 業務の目的及び概要

(1) 目的

本業務は、廻堰中央地区通作条件整備事業の計画策定のための調査計画を行うものであり、将来的な農林水産省補助事業採択審査等に適応する基礎的資料の作成を目的とする。

(2) 概要

調査計画業務 1式

3 応募資格及び応募要領

別添応募要領参照

4 契約の締結について

本業務に係る契約は、別に定める応募要領により特定された契約候補者と契約の協議が整い次第締結することとします。

5 その他

業務内容、特定方法等の詳細は、応募要領をご参照の上、必要に応じ6の「応募・照会等窓口」にご照会ください。

6 応募・照会等窓口

〒037-0003 青森県五所川原市大字吹畑字藤巻 24-12

西北地域県民局地域農林水産部

T E L 0173-35-7172 F A X 0173-35-7173

担当者 農村計画課 鳴海、斗澤

廻堰中央地区通作条件整備事業調査計画委託 応募要領

1 業務名

廻堰中央地区通作条件整備事業調査計画委託

2 業務の目的

本業務は、廻堰中央地区通作条件整備事業の計画策定のための調査計画を行うものであり、将来的な農林水産省補助事業採択審査等に適応する基礎的資料の作成を目的とする。

3 業務の内容

別添特記仕様書のとおり

4 履行期限

令和5年3月24日（金）

5 応募資格

公募に応募できる者は、次の（1）及び（2）の双方に該当する者とする。

（1）対象者

民間事業者、独立行政法人、認可法人及び民間団体（公益法人を含む。）のいずれかに該当する者

（2）参加資格

次に掲げる事項の全てに該当する者

ア 青森県建設関連業務の競争入札に参加する者の資格等に関する規則（昭和58年2月青森県規則第6号）第3条第2項各号に掲げる業種について、同規則第5条の規定による認定を受けた者（企画提案書の提出期限までに認定を受けることが見込まれる者を含む。）、物品の製造の請負、買入れ及び借入れに関する契約並びに役務の提供を受ける契約に係る競争入札に参加する者の資格等に関する要領（平成13年4月1日施行）に規定する資格を有する者（企画提案書の提出期限までに競争入札参加資格者名簿に登載されることが見込まれる者を含む。）、または、令和04・05・06年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）の役務の提供等で「東北地域」で申請しており、かつ、「調査・研究」に申請している者であること。（企画提案書提出期限までに競争参加資格の登録が見込まれる者を含む。）

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号及び第2項各号のいずれにも該当しない者であること。

ウ 青森県建設業者等指名停止要領（平成2年6月28日付け青監第633号）等に基づく知事の指名停止の措置を、参加表明書の提出期限の日から契約締結の時までの間に受けていない者であること。

エ 県内に本店または支店を有していること。

オ 配置予定管理技術者は、技術士（総合技術監理部門、農業部門：農業土木、農業農村工学）、農業土木技術管理士、R C C M（農業土木部門）、博士（農学）又はこれと同等の能力と経験を有する技術者であること。

カ 配置予定管理技術者は、応募する者と直接的な雇用関係にあること。

6 参加表明書に関する事項

(1) 本業務の受託を希望する者は、様式第1号「参加表明書」に競争入札参加資格の認定結果の通知書の写しを添えて12の「応募・照会等窓口」に持参又は郵送により提出すること。（提出期間内に必着のこと。）

(2) 提出期間

令和4年6月17日（金）から令和4年6月27日（月）まで
土曜日、日曜日及び祝祭日を除く毎日午前9時から午後5時まで

7 企画提案書の作成、提出等

(1) 6の参加表明書を提出した者は、次の項目を内容とする企画提案書を作成するものとする。

なお、企画提案書等に使用する言語は、日本語とする。

ア 過去10年間における同種業務の実績（企画提案書様式2）

前年度から過去10年間における3に示す業務内容と同種業務の実績を記載する。

イ 配置予定管理技術者の能力（企画提案書様式3）

配置予定管理技術者の保有資格状況、同種業務の経験、継続教育の取組状況について記載する。

ウ 見積書（積算内訳）（企画提案書様式4）

本業務に係る見積書（積算内訳）を作成する。

エ その他応募要領において特に指示された事項

(2) 提出方法

様式第2号により、作成した企画提案書を12の「応募・照会等窓口」に持参または郵送により1部提出すること。（提出期間内に必着のこと。）

ただし、提出する企画提案書は、1者につき1点に限る。

(3) 提出期間

令和4年6月17日（金）から令和4年6月30日（木）まで
土曜日、日曜日及び祝祭日を除く毎日午前9時から午後5時まで

8 企画提案書を特定するための評価基準

(1) 応募資格の有無

(2) 企画提案書の内容の適切性（別添「評価基準及び留意事項」参照）

ア 過去10年間の同種業務の実績

イ 配置予定管理技術者の能力

ウ 業務費の妥当性（見積書による。）

9 契約候補者の特定等

- (1) 契約候補者の特定にあたっては、県営農業農村整備工事建設業者等選定委員会において、提出された企画提案書を8の評価基準に基づいて審査のうえ本業務について企画的に最適なものを特定し、特定した企画提案書の提出者を契約候補者とする。なお、審査は、非公開とする。
- (2) 審査結果は、令和4年7月4日(月)までに企画提案書を提出した者に通知(様式第3号)する。
- (3) 契約候補者に特定されなかった旨の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して5日(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日、日曜日及び土曜日(以下「休日等」という。)を除く。)以内に西北地域県民局長に対し、契約候補者に特定されなかった理由について、次に従い書面(様式任意)により説明を求めることができる。

ア 受付窓口

〒037-0003 青森県五所川原市大字吹畑字藤巻 24-12

西北地域県民局地域農林水産部

T E L 0173-35-7172 F A X 0173-35-7173

担当者 農村計画課 鳴海、斗澤

イ 受付時間

土曜日、日曜日及び祝祭日を除く毎日午前9時から午後5時まで

- (4) 西北地域県民局長は、契約候補者に特定されなかった理由の説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して3日以内(休日等を除く。)に書面により回答する。

10 その他

- (1) 提出期限までに参加表明書を提出しなかった者は、企画提案書を提出することができない。
- (2) 参加表明書及び企画提案の作成及び提出に係る費用は、提出者が負担する。
- (3) 提出された参加表明書及び企画提案書は返却しない。
- (4) 参加表明書及び企画提案書は、採点等本業務に係る事務手続き以外の目的で提出者に無断で使用しない。
- (5) 受領期限以降における参加表明書及び企画提案書の差し替え及び再提出は認めない。
- (6) 参加表明書及び企画提案書に記載した予定担当者は、原則として変更できない。ただし、病休、死亡、退職等の極めて特別な理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であるとの発注者の了解を得なければならない。
- (7) 参加表明書及び企画提案書に虚偽の記載をした場合は、参加表明書及び企画提案書を無効とする。
- (8) 契約締結後、本業務で取得した著作権については、西北地域県民局長が継承するものとする。

(9) 応募要領に関する質問がある場合は、令和4年6月30日(木)までに、書面(様式任意)により12の「応募・照会等窓口」に提出すること。

11 契約等

(1) 本業務に係る契約限度額は、5,995千円程度(消費税及び地方消費税を含む。)を想定している。

(2) 本業務に係る契約は、契約候補者と契約の協議が調い次第、西北地域県民局長と企画提案書の見積額の金額で締結する。

ただし、契約条件が合致しない場合には、委託契約の締結ができないこともある。

12 応募・照会等窓口

〒037-0003 青森県五所川原市大字吹畑字藤巻 24-12

西北地域県民局地域農林水産部

TEL 0173-35-7172 FAX 0173-35-7173

担当者 農村計画課 鳴海、斗澤

(別添資料)

本地区の概要等

- 1 本業務場所は次のとおりである。



- 2 本業務の特記仕様書は次のとおりである。

業務番号 西県局農水（整五委）第13号
業務名 廻堰中央地区通作条件整備事業調査計画委託
業務場所 北津軽郡鶴田町大字廻堰 地内
履行期限 令和5年3月24日（金）

廻堰中央地区通作条件整備事業調査計画委託 特記仕様書

第1章 総則

(適用範囲)

第1条 本業務は、青森県農林水産部農村整備課制定「農村整備設計業務共通仕様書」(以下、「共通仕様書」という。)によるほか、この特記仕様書によるものとする。

(目的)

第2条 本業務は、廻堰中央地区通作条件整備事業の計画策定のための調査計画を行うものであり、将来的な農林水産省補助事業採択審査等に適応する基礎的資料の作成を目的とする。

(業務場所)

第3条 業務場所は、北津軽郡鶴田町大字廻堰地内で、別添位置図に示すとおりである。

第2章 作業条件

(適用する図書)

第4条 本業務の設計に関しては、「土地改良事業計画設計基準」を優先して適用する。他の図書を適用する場合は、調査職員の指示を受けるものとする。

(作業条件)

第5条 調査、設計等における作業条件は次のとおりである。

項目	内容
1 基本条件	<ul style="list-style-type: none">令和5年度通作条件整備事業の新規採択地区として、国の審査及び申請資料に適合する内容であること。各種資料作成にあたっては、提出期日を把握したうえで、遅滞のないよう計画的な作業に努めること。
2 調査計画業務	<ul style="list-style-type: none">施工時期を考慮し、必要な工種を盛り込んだ仮設計画を立案すること。各種農業農村整備事業の実施要綱等を参照し、基準を満たす事業計画を作成すること。

(参考図書)

第6条 設計及び調査作業の参考にする図書は、共通仕様書のほか、次によるものとする。

名称	編者・著者・発行所	制定(改訂)年月
土木製図基準	土木学会	平成21年2月

土地改良事業標準設計図面集	農林水産省	平成 11 年 3 月ほか
青森県農業農村整備事業 設計積算の手引き	青森県農村整備課	令和 4 年 4 月
各種 土地改良事業計画設計基 準等 基準書・技術書	農業農村工学会	—
改訂版 新たな土地改良事業の 効果算定マニュアル	(株)大成出版	平成 27 年 9 月
土地改良事業の費用対効果分析 マニュアル	農林水産省農村振興局整備部	平成 30 年 2 月
換算係数を用いた総費用、総便 益の算定の手引き	農林水産省農村振興局整備部	平成 30 年 2 月
土地改良事業の経済効果測定の 標準値	青森県農村整備課	平成 30 年 3 月
土地改良事業計画書記載要領	青森県農村整備課	平成 19 年 3 月
その他	<調査職員が指示したもの>	

(貸与資料)

第 7 条 貸与資料は次のとおりである。

貸 与 資 料 名	部 数	備 考
県営中野尻地区一般農道整備事業 事業計 画書	1 部 1 部	
県営中野尻地区一般農道整備事業 経済効果検証資料	1 部	
県営中野尻 2 期地区一般農道整備事業 報 告書	1 部	
県営中野尻地区一般農道整備事業 農道台 帳		

(参考図書及び貸与資料の取扱)

第 8 条 前 2 条及び共通仕様書に示す参考図書、貸与資料等の取扱いは次のとおりとする。

1. 参考図書及び貸与資料の記載事項で相互に矛盾がある場合や解釈に疑義が生じた場合は、調査職員と協議する。
2. 参考図書は設計作業時点の最新版を用い、設計作業中に改訂された場合には調査職員と協議する。
3. 貸与資料は原則として、第 1 回打合せ時に一括貸与するものとし、調査職員の請求があった場合のほか完了検査時に一括返納しなければならない。

第3章 調査計画業務の内容

(業務概要)

第9条 本業務の概要は次のとおりである。

項目	内容
1 調査計画業務	・保全対策事業計画の作成 N=1 式
	・路面点検診断 N=1 式
	・審査及び申請資料の作成 N=1 式

(作業項目及び数量)

第10条 本業務における作業項目、数量は次のとおりである。

2 調査計画業務

項目	内容	数量	備考
(1)保全対策事業計画の作成		943m	
1 現地調査	周辺の地形について必要な調査を行う。	1 式	
2 営農状況調査	貸与資料をもとに、土地利用、営農状況を整理する。	1 式	
3 設計計画	設計計画を行う。	1 式	
4 数量算出	工事数量概算を行う。	1 式	
5 概算事業費算出	事例単価や複合単価により概算事業費を算定する。	1 式	
6 事業計画概要表作成	事業計画概要表を作成する。	1 式	
7 照査	照査計画に基づき、業務の節目毎に照査を実施し、照査報告書の作成を行う。	1 式	
8 点検取りまとめ	設計計算書、図面等の点検、取りまとめを行う。	1 式	
(2)路面点検診断	目視により、100m 毎に路面の変状の有無や箇所の特定制を行う。	1 式	
(3)事業計画資料の作成		1 式	
1 資料の検討	経済効果算定に必要な基礎数値を決定する。	1 式	
2 品質向上効果	品質管理向上効果を算定する。	1 式	

3	維持管理費節減効果	維持管理費節減効果を算定する。	1式	
4	営農に係る走行経費節減効果	営農に係る走行経費節減効果を算定する。	1式	
5	一般交通等経費節減効果	一般交通等経費節減効果を算定する。	1式	
6	総費用算定	総費用を算定する。	1式	補正 0.3
7	総便益額算定	総便益額を算定する	1式	補正 0.3
8	総費用便益比算定	総費用便益費比により、経済効果を算定する。	1式	補正 0.3

(業務上の留意事項)

第11条 本業務の実施に当り、特に留意する点は、以下のとおりである。

1. 設計に当っては、造成される施設が必要な機能及び安全で所要の耐久性を有するとともに維持管理、施工性及び経済性について考慮しなければならない。
2. 設計に当って使用した理論、公式、文献等はその出典及びページを報告書に明示するものとする。
3. 事業量及び事業費の算定にあたっては、その算定根拠を明確にし、計算過程を省略してはならない。
4. 施工上特に注意する点を特記する必要がある場合には、設計図面に記入するものとする。
5. 電算機を使用する場合は、計算手法及びアウトプット等の様式について、事前に調査職員へ説明するものとする。

(作業の留意点)

第12条 本業務の作業上、特に留意する点は、以下のとおりである。

1. 作業に伴う立木伐採等については、事前に調査職員と打合せし、承諾を得るとともに、所有者の承諾を得た上で必要最小限に留めるものとする。また、伐採木は所有者の承諾を得た場所に整理し、トラブルの生じないようにする
2. あおもり環境公共推進基本方針を踏まえ、作業にあたることとする。

(管理技術者)

第13条 管理技術者は、技術士（総合技術監理部門、農業部門：農業土木、農業農村工学）、農業土木技術管理士、RCCM（農業土木部門）、博士（農学）又はこれと同等の能力と経験を有する技術者であること。

(照査技術者)

第 14 条 本業務の実施に当たっては、委託契約書に規定する照査技術者を配置しなければならない。

1. 照査技術者は、技術士（総合技術監理部門、農業部門：農業土木、農業農村工学）、農業土木技術管理士、RCCM（農業土木部門）、博士（農学）又はこれと同等の能力と経験を有する技術者であること。
2. 照査計画の作成に当たっては、照査の方法、事項について調査職員と協議の上作成するものとする。
3. 成果物の照査に用いる資料は、調査職員と協議するものとし、作成した資料は、報告書に含めて提出するものとする。
4. 当該業務の中で照査技術者は、管理技術者を兼務することができない。

第 4 章 打合せ

(打合せ)

第 15 条 打合せ時期及び回数等は次に示すとおりである。なお、打合せ書はその都度取り交わすものとする。

回数	作業段階	内 容
第 1 回	作業着手前	・業務の基本的事項及び業務計画等について。
第 2 回 第 3 回	中 間	・細部条件、構造細目等について。
第 4 回	報告書原稿 作成段階	・業務成果の確認、とりまとめ方法等について。

第 5 章 成果物

(成果品)

第 16 条 提出すべき成果品及び提出部数は、設計業務共通仕様書第 2-5 条に掲げるもののうち次に示すものとする。

成果品名	規格	部数	備考
1 業務報告書	A-4 横版	原稿 1 部 コピー 3 部	・ 調査計画資料 ・ 事業計画基礎資料 ・ 図面
2 電子成果品	電子媒体 CD-ROM	4 部	報告書の内容を全て電子データ化すること。

(成果品の装丁等)

第 17 条 成果物の装丁等は、次のとおりとする。

1. 業務報告書は、原則として 1 冊にまとめること。ただし、合冊が不可能な場合は分冊しても良いこととする。

2. 業務報告書の装丁は、チューブ式ファイルとする。
3. 提出先は、青森県西北地域県民局地域農林水産部 農村計画課（五所川原市大字吹畑字藤巻 24-12）とする。

第6章 その他

（定めなき事項）

第18条 この特記仕様書に定めなき事項又はこの業務の実施にあたり疑義が生じた場合は、必要に応じて調査職員と協議するものとする。また、成果品納入後であっても、誤り、不備等が発見された場合は速やかに処理するものとする。

3 評価基準は次のとおりである。

(1) 応募資格の有無

応募資格	有無	判定基準
1 建設関連業務の競争入札参加資格		1～3のいずれにも該当しない場合は失格
2 物品等の競争入札参加資格		
3 農林水産省競争参加資格（「東北地域」かつ「調査・研究」）		
4 地方自治法施行令第167条の4第1項及び第2項に該当		該当すれば失格
5 青森県建設業者等指名停止要領等に基づく知事の指名停止		該当すれば失格
6 県内に本店または支店を有していること		該当しない場合は失格
7 配置予定管理技術者は、必要な資格又はこれと同等の能力と経験を有していること		該当しない場合は失格
8 配置予定管理技術者は、応募する者と直接的雇用関係にあること		該当しない場合は失格
判定		

(2) 評価項目及び評価基準

評価項目	評価基準	評価点
1 技術力評価 (30点)	企業評価〔10点満点〕	
	(1) 同種業務の実績(国・県発注のもの)	
	①過去10年間で5件以上の実績あり	10点
	②過去10年間で1件以上の実績あり	5点
	③過去10年間で実績なし	0点
	技術者評価〔20点満点〕	
	(2) 配置予定管理技術者の保有資格	
	①技術士(総合技術監理部門、農業部門：農業土木又は農業農村工学)、博士(農学)	7点
	②RCCM(農業土木部門)、農業土木技術管理士	4点
	③上記以外	0点
	(3) 配置予定管理技術者の同種業務経験(国・県発注のもの)	
	①過去5年間で3件以上の経験あり	7点
	②過去5年間で1件以上の経験あり	4点
	③上記以外	0点
(4) 配置予定管理技術者の継続教育の取組状況		
①各団体の目標(推奨)単位数を満たしている	6点	
②各団体の目標(推奨)単位数の半数以上を満たしている	3点	
③上記以外	0点	
	30点×技術力評価得点/技術力評価満点	点
2 価格評価 (70点)	70点×(1-見積価格/予定価格)	点
合計 (100点)		点

(様式第 1 号)

番 号
年 月 日

西北地域県民局長 殿

住所
商号又は名称
代表者氏名

参 加 表 明 書

「□□□業務」の業務企画に関する提案に参加します。

記

添付書類 : 応募要領 5 応募資格に関する証明資料

(担当者) 所属／部署 氏名 電話／FAX E-mail
--

(様式第 2 号)

番 号
年 月 日

西北地域県民局地域農林水産部長 殿

住所
商号又は名称
代表者氏名

企画提案書の提出について

「□□□□業務」に関する企画提案書を別添のとおり提出します。

記

添付書類 : 企画提案書 ○部 (正 1 部、副○部)

(担当者) 所属／部署 氏名 電話／FAX E-mail
--

(様式第3号)

番 号
年 月 日

〇〇〇〇〇 あて

西北地域県民局地域農林水産部長

企画提案書の審査結果について（通知）

「□□□□業務」に関する企画提案書を審査した結果、契約候補者に特定された《には特定されなかった》ことを御通知いたします。

(担当者) 所属／部署 氏名 電話／FAX E-mail
--

(企画提案書様式2)

過去10年間の同種業務の実績

業務名：

会社名：

事業名	業務概要	発注機関	履行期間

【注意事項】

- ・実績には、県営以外の農業農村整備事業を含む。
- ・記入は、A4用紙1枚以内とする。
- ・同種業務の実績の取り扱いについて
同種業務とは
 - ① 農道整備の調査計画業務。
 - ② それ以外の業務は「実績無し」とする。

(企画提案書様式3)

配置予定管理技術者の能力

業務名：

会社名：

1 配置予定管理技術者の資格保有状況

氏名	役職	保有する技術者資格

2 配置予定管理技術者の過去5年間の同種業務経験

氏名	所属・役職	業務名	業務概要	発注機関	履行期間

3 配置予定管理技術者の継続教育の取組状況

氏名	団体名	目標(推奨)単位	取得単位数

【注意事項】

- ・氏名には、「ふりがな」をふること。
- ・企画提案書の提出者以外の企業等に所属する担当者については、所属・役職欄に企業名等も記載すること。
- ・保有技術者資格には、資格の種類、部門（選択科目）を記載すること。
- ・1～3を併せてA4用紙2枚以内とする。
- ・記載に当たっては、「(別紙1) 配置予定管理技術者の継続教育の取組状況について」を参照すること。
- ・団体名には、継続評価制度を実施している団体の名称を記載すること。
- ・取得単位数の証明のため、証明書の写しを添付すること。
- ・資格保有状況の書類について、参加表明書に添付した場合は省略することができる。

(企画提案書様式4)

見積書 (積算内訳)

業務名：

会社名：

区 分	数量	単位	単価	金 額	備 考

【注意事項】

- ・必要に応じて積算参考資料を添付する。
- ・作業項目毎に職種、人員等の内訳を整理すること。

<参考例>

(積算参考資料)

作業区分	職種別人員 (人)							備 考
	技師長	主任 技師	技師 A	技師 B	技師 C	技術員		

(別紙1)

配置予定管理技術者の継続教育の取組状況について

- 1 目標（推奨）単位の単位数及び取得年数については各団体の定めによるものとし、その証明日は前年度末（3月31日）時点とする。なお、証明書の有効期限は1年間とする。

※「(別紙2) 新型コロナウイルス感染症に係る暫定措置について」参照。

- 2 継続教育は、配置予定技術者の保有する資格の種別、及び継続教育制度を実施している団体の種別に関係なく、定められている目標単位を満たすことにより評価の対象とする。
- 3 下表は、建設系CPD協議会に加入している団体のうち、継続教育制度を実施し目標単位数を定めている団体の目標単位数であるが、他団体の継続教育制度についても評価するものとする。

団体名	継続教育制度	目標（推奨）単位
全国土木施工管理技士会連合会	継続学習制度（CPDS）	30 ユニット／年 60 ユニット／2年 90 ユニット／3年 120 ユニット／4年 150 ユニット／5年
空気調和・衛生工学会	設備技術者継続能力開発システム（SHASE-CPD）	50 ポイント／年 250 ポイント／5年
建設コンサルタント協会	CPD 制度	50 単位／年
地盤工学会	G-CPD 制度	50 ポイント／年
土木学会	土木学会 CPD システム	50 単位／年
日本環境アセスメント協会	JEAS-CPD 制度	50 単位／年
日本技術士会	技術士 CPD（技術研鑽）制度	50CPD 時間／年 150CPD 時間／3年
日本建築士会連合会	建築士会 COD 制度	12 単位／年
日本造園学会	造園 CPD（継続教育）制度	50 単位／年
日本都市計画学会	都市計画 CPD	50 単位／年
農業農村工学会	技術者継続教育機構（CPD）	50 単位／年

(別紙2)

新型コロナウイルス感染症に係る暫定措置について

「配置予定管理技術者の継続教育の取組状況について」における今年度の暫定措置として、以下のとおり運用する。

証明日を令和4年3月31日に限定せず、過去3年間（平成31年4月1日から令和4年3月31日まで）のうち任意の1年間（例えば、令和3年1月から令和3年12月まで など）に取得した単位（ユニット）数を有効とする。

団体名	継続教育制度	目標（推奨）単位
全国土木施工管理技士会連合会	継続学習制度（CPDS）	30 ユニット／過去3年間のうち任意の1年間 60 ユニット／過去4年間のうち任意の2年間 90 ユニット／過去5年間のうち任意の3年間 120 ユニット／過去6年間のうち任意の4年間 150 ユニット／過去7年間のうち任意の5年間
空気調和・衛生工学会	設備技術者継続能力開発システム（SHASE-CPD）	50 ポイント／過去3年間のうち任意の1年間 250 ポイント／過去7年間のうち任意の5年間
建設コンサルタント協会	CPD 制度	50 単位／過去3年間のうち任意の1年間
地盤工学会	G-CPD 制度	50 ポイント／過去3年間のうち任意の1年間
土木学会	土木学会 CPD システム	50 単位／過去3年間のうち任意の1年間
日本環境アセスメント協会	JEAS-CPD 制度	50 単位／過去3年間のうち任意の1年間
日本技術士会	技術士 CPD（技術研鑽）制度	50CPD 時間／過去3年間のうち任意の1年間 150CPD 時間／過去5年間のうち任意の3年間
日本建築士会連合会	建築士会 COD 制度	12 単位／過去3年間のうち任意の1年間
日本造園学会	造園 CPD（継続教育）制度	50 単位／過去3年間のうち任意の1年間
日本都市計画学会	都市計画 CPD	50 単位／過去3年間のうち任意の1年間
農業農村工学会	技術者継続教育機構（CPD）	50 単位／過去3年間のうち任意の1年間